

登録
無料

アーティスト 契約作家大募集!

あなたの作品を 社会に発信してみませんか？



当協会はひとりでも多くの障がいのある方と社会の架け橋に

なりたいと考え活動しています。

具体的には障がいのある方が描いた絵を雑貨にプリントして販売したり、

企業に「絵」そのものをレンタルしたりしています。

雑貨として販売されたとき、企業に絵のレンタルを契約してもらったとき、

それぞれ契約書に基づいて一定金額を当協会から絵の作者さんあてにお支払いします。

もちろん当協会の活動に参加するのは無料です。

商品化にあたっての費用、営業活動にかかった費用の負担などは

一切ございませんのでご安心ください。

障がい者アート協会とは？

当協会は障がいのある方々の描いた絵に付加価値をつけて世の中に出していくサービスを行っています。ある時は雑貨にプリントし、ある時は「絵」そのものをレンタルして社会に発信します。そしてひとりでも多くの障がいのある方に笑顔をお届けします。

作品が発信されたら？

雑貨として販売された時、レンタルされた時、それぞれの金額を1ヶ月単位で集計し、そのうち契約書に基づいて一定額を当協会から作家さんあてに利用料としてお支払いします。

応募資格は？

何らかの障がいのある方に限らせていただけます。

お気軽にお問い合わせください

メール、お電話にて下記までお問い合わせください。

詳細は裏面をご覧ください

お問い合わせ先



一般社団法人
障がい者アート協会

〒350-1317 埼玉県狭山市水野 1239-11-103

こちらのQRコードより
メールでのお問い合わせも
できます



✉ mail: info@borderlessart.or.jp



04-2937-7283

平日 9:00~18:00
(担当／熊本・吉川)

私たちは“障がいと共に生きる人たち”と “社会”をつなぐ懸け橋になります

私たちは、障がいのある方が描く絵画を中心とした「作品」とそれが花開く「社会」とをつなぐ取組みを通じて、障がいのある方と関係者、その取組みに対して賛同くださる方々双方に小さくも貴重で素敵なお満足をお届けします。

* このような方々からのお問い合わせも大歓迎です。*

絵を描くのが好きだけど
あまり自信がない

絵は苦手だけど手作業で
ものをつくるのは得意

他の支援団体に
応募したけど断られた

作品を社会に発信する場所として当社をご利用ください！

応募 条件

- ・障がい者手帳の写し、障がいを証する医師の診断書の写しを提出できる方
- ・電話もしくはメールでのやり取りに対応できる方（作者本人またはご家族など代理人）

ご注意 事項

契約は作品単位でおこないますが、下記に該当する作品については契約できないことをあらかじめご承知ください。

- ・他の団体などで既に登録されている作品
- ・公序良俗に反する作品
- ・他作品の模倣または類似と判断される作品
- ・その他当社が契約上不適切と判断した作品

▶ 团体名	一般社団法人 障がい者アート協会
▶ 住 所	〒350-1317 埼玉県狭山市水野 1239-11-103
▶ 電 話 番 号	04-2937-7283
▶ FAX 番 号	04-2937-7284
▶ E - m a i l	info@borderlessart.or.jp
▶ 団体サイト	http://borderlessart.or.jp/ http://artnowa.org/ [アートの輪]

活動内容

①物販事業

障がいのある方が描いた絵をプリントした雑貨をインターネットや店頭で販売します。



②絵のレンタル事業

障がいのある方が描いた絵を企業にレンタルします。



③ノベルティ製作事業

障がいのある方が描いた絵をプリントした企業ノベルティ（販促品）を製作します。